

社会福祉法人大月市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成7年3月29日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大月市社会福祉協議会の役員、評議員、顧問及び各種委員会等の構成員に対する報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

(1) 会長及び常務理事については、報酬、賞与を支給する。

(2) 非常勤役員、評議員、顧問及び各種委員会等の構成員については、報酬を支給しないこととし、理事会及びその他会議への出席、監事監査への出席などを行う場合には、日額1,500円の費用を弁償する。

2 非常勤役員、評議員、顧問及び各種委員会委員等が、その職務を遂行するため旅行をしたときは、前項の規定にかかわらず別表1のとおり、旅費に相当する費用弁償を行うものとする。

(会長及び常務理事の報酬等の算定方法)

第3条 会長及び常務理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表2に定める額

(2) 賞与については、別表3に定める額

(3) 通勤手当については、職員の手当に関する規程第5条の規程に定める額

2 常務理事が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(会長及び常務理事の報酬等の額の決定)

第4条 会長及び常務理事に対する報酬等の額は、前項に定める規定の範囲内で、評議員会の承認を得て定めるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 会長及び常務理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員の給与等に関する規程第8条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。
- 2 昭和56年4月1日制定の社会福祉法人大月市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程は、廃止する。

附 則（平成10年3月19日）

この規程は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成15年3月25日）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月15日）

この規程は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月23日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月28日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月28日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

| 区 分                    | 鉄道賃 | 車 賃<br>(1 kmにつき) | 航空賃 | 宿 泊 料<br>(1 夜につき) |         |
|------------------------|-----|------------------|-----|-------------------|---------|
| 非常勤役員、評議員、顧問及び各種委員会委員等 | 運 賃 | 実 費              | 運 賃 | 県内                | 10,900円 |
|                        |     |                  |     | 県外                | 11,800円 |

別表 2 会長及び常務理事の報酬

- ・会長 月額 20,000円～100,000円範囲内
- ・常務理事 月額 100,000円～300,000円範囲内

別表 3 常務理事の賞与

賞与 報酬月額 of 3 か月分までの範囲内

## 備 考

- 1 公有車を利用して旅行したときは、車賃は支給しない。